

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 全面的なデジタル化電子発票「全電発票」の概要(その2)

前回の「[全面的なデジタル化電子発票「全電発票」の概要\(その1\)](#)」に続き、2021年12月以降中国で進められている新たな増値税発票発行制度「全面デジタル化電子発票（略称：全電発票）」についてご紹介します。

1. 全電発票の発行プロセス

全電発票の発行プロセスを従来の増値税発票（紙発票）と比較しまとめました。

発票の発行プロセス

	全電発票(全面デジタル化電子発票)	従来の増値税発票（紙発票）
発票用紙購入	発票番号が自動生成され、購入の必要はありません	発票専用 USB キーを使って購入します。申請後、発票システムから発票番号が割り振られます。
発行	増値税専用設備（IC カード、カード読取器、関連ソフトウェアなど）なしに電子税務局ウェブサイトを通じて発行できます。	増値税専用設備と発票専用 USB キーを使って発行します。
票種票量確定	1枚あたりの上限金額の設定は不要となり、発行総額のみ管理となります。	1枚あたりの上限金額ごとに購入枚数を決め、1ヶ月分ずつ購入します。
発票記載事項	項目が簡潔・定型化しました。 発票専用印の捺印が不要となりました。	項目が多だけでなく、備考欄に様々な情報を入力する必要がありました。 発票専用印の捺印が必要な場合があります。
赤字発票（返品）	取消はできず、赤字発票処理のみ可能となります。 受領側が確認したのちに赤字発票発行が確定する赤字発票プロセスは、受領側と発行側の双方から申請可能となりました。	月をまたいでの取消はできません。 受領側が確認したのちに赤字発票発行が確定する赤字発票プロセスは、受領側からのみ申請可能です。
発票交付	自動で税務アカウントにデータが交付されます。	紙の発票用紙が郵送で交付されます。
納税申告	電子税務局ウェブサイトから発票発行データを取得します。	増値税専用システムからデータを取得します。

発票の受領プロセス

	全電発票(全面デジタル化電子発票)	従来の増値税発票（紙発票）
発票受領	増値税発票サービスプラットフォームウェブサイトから税務アカウントに受領発票が確認できます。	紙の発票を受領します。
発票チェック	全国増値税発票検査プラットフォームだけでなく、増値税発票サービスプラットフォームウェブサイトから全国で発行された発票をチェックすることができます。	全国増値税発票検査プラットフォームから全国で発行された発票をチェックすることができます。
重複記帳の防止	全電発票は重複して記帳できないようになっています。	機能なし
納税申告	増値税発票サービスプラットフォームウェブサイトから発票受領データを取得します。	増値税発票サービスプラットフォームウェブサイトから発票受領データを取得します。

出所：各種資料より筆者作成

このように、全電発票は発行側にとっては事前の購入が不要、1枚の上限金額なし、専用設備が不要などの点で利便性が大幅に向上している一方、受領側にとっては発票発行者のチェックが容易になったり重複記帳の防止機能ができたことで、税務リスクを低減させたりすることが期待できます。

なお、発行者は全電発票と紙発票の合計金額で購入可能総額を算出する点にご注意下さい。これまでから紙発票は購入時に千元版、十万元版など1枚あたりの上限額を指定して購入しており、企業ごとに購入できる総額が決められていました。発票発行可能総額から、この紙発票の購入総額を差し引いた額が全電発票の発行可能額となります。

2. 赤字発票の扱いについて

一旦発行した全電発票は取り消すことはできません。返品、発行間違い、サービス提供の中止、値引などであっても発行した全電発票はそのまま取り消さず、赤字発票を発行することになります。このとき、相手方の法人ステータスが「非正常」「取消」などとなっている場合には赤字発票発行を申請することはできません。また売上時に全電発票を発行した取引に対し赤字発票を紙発票で起こすことはできないなどの制約がある点にも留意が必要です。

お見逃しなく！

全ての企業にとって大きな影響がある制度変更となりますが、企業にとって下記のようなポイントを踏まえ、財務管理に改善や税務リスク低減への影響を含めた対応を検討すべきと思われます。

- 全電発票は今後、発票の主要形式になると思われます。
- 会計ファイル管理弁法との関連
2015年に改正された会計ファイル管理弁法(会計档案管理弁法)は、会計証憑の電子保存を推し進めていますが、全電発票化により、同法が想定していた電子化の実現が見込まれます。
- プラットフォーム上で調達先のリスクを確認することにより、増値税の仕入税額控除ができなくなるリスクを低減することができます。
- 企業は会社自身の財務・税務情報が漏れないようセキュリティ対策を行う必要があります。
- 大企業では、税務コントロールデジタルインターフェース移行検討の必要があります。